有機溶剤、特定化学物質にかかる
作業環境測定業務　一式
仕様書（案）

国立研究開発法人　国立循環器病研究センター

令和 8 年 10 月

【目的】

有機溶剤、特定化学物質にかかる作業環境測定業務は、労働安全衛生法第 65 条の規程により定められた作業環境測定のため実施する必要がある。また、有機溶剤中毒予防規則第 28 条及び特定化学物質障害予防規則第 36 条により、測定頻度は 6 ヶ月以内ごとに 1 回と定められており、現契約期間が令和 9 年 3 月 31 年までの契約となっており、今後も必要不可欠であるため調達を実施する。

【契約期間・実施場所】

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

国立循環器病研究センター(病院部門、研究所部門含む)

【業務概要】

１．測定種類

有機溶剤、特定化学物質にかかる作業環境測定（労働安全衛生法第 65 条第 1 項及び関係法令に基づく）

２．測定物質

別紙（病院部門関連測定対象室一覧　及び　研究部門関連測定対象室一覧）のとおり

３．測定方法

作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）に基づき測定する。

原則として１室あたり、A測定５箇所、B測定１箇所とする。なお、サンプリング及び分析は、有資格者(第 1 種作業環境測定士又は第 2 種作業環境測定士)によるものとする。

４．測定記録及び報告内容

①作業環境測定機関、測定を実施した作業環境測定士

②測定対象物質

③測定日時

④測定場所の概要、配置図、測定箇所

⑤測定条件

⑥測定データの記録

⑦サンプリング実施の概要

⑧試料採取の方法

⑨分析の方法

⑩測定結果

⑪評価の方法及び評価結果

５．測定回数及び日時

契約期間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）中、およそ半年毎に計6回、5月と11月に測定実施する予定とする。契約履行期間中で、国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という。）が指定する日時に実施すること。なお、測定にあたっては、診療及び研究の支障とならないよう十分注意して作業するとともに、当該職員の指示に従うこと。

６．報告書の提出

測定業務終了後、速やかに測定場所毎の測定結果報告書を3部（病院、研究所、オープンイノベーションセンター）提出し、係員の検査を受けること。報告は関連法規を遵守すること、特に法改正に伴う物質の追加や測定方法の変更に留意し、変更があれば当センターに情報提供すること。

７．その他

当該測定場所の放射線管理区域（病院棟地下1階「品質管理室、ホットラボ室」及び研究所地下1階の放射線管理区域内各室）の測定における作業環境測定士においては、放射線業務従事者として、教育・訓練、健康診断を受けている者により、ポケット型線量計等を持参し被曝線量を測定の上、測定に従事すること。また、研究所1階及び研究所地下1階の実験動物管理区域へは研究所の担当者が同行することとする。

測定機器は別紙（1）記載の当センターに常備しているものを貸出すため、事前に必要な測定機器を当センターへ申し出ること。別紙（1）に記載のない測定機器については、測定の請負者にて準備をすること。

また、持ち込み機器を使用する場合は、前日までに燻蒸を必要とする。

なお、この仕様書に明示されていないもの又は符合しないものがあるときは、係員の指示に従うものとする。